

津市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る基準 について

1 背景

平成24年8月22日に公布された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正される予定です。

今回の児童福祉法の改正により、市は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る基準を条例で定めることが義務付けられました。

このため「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を踏まえ、本市の実状に応じた必要な基準を定めようとするものです。

2 基準の主な概要

(1) 一般原則

放課後児童健全育成事業における支援は、児童の健全な育成を図ることを目的として行うことや人権への配慮、人格を尊重して運営を行うものとします。

(2) 放課後児童健全育成事業者と非常災害対策

非常災害に必要な設備を設けるとともに、具体的な計画を立てて訓練を行う必要があります。

(3) 放課後児童健全育成事業者の職員の一般要件

職員は健全な心身や豊かな人間性、倫理観等を必要とし、できる限り児童福祉事業の理論等についての訓練を受けた者としてします。

(4) 職員の知識及び技能の向上等

職員は必要な知識及び技能の習得に努めるとともに、放課後児童健全育成事業者は職員への研修の機会を確保するものとします。

(5) 設備の基準

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上ですが、本基準については、条例の施行の日以後に新設される放課後児童

健全育成事業所に適用します。

また、専用区画等は衛生や安全を確保するものとします。

(6) 職員

放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を置くものとします。

また、当該支援員は支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに2人以上であること、その資格要件は次のいずれかに該当する者で都道府県知事が行う研修を修了したものとします。

ア 保育士の資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 高等学校等卒業後、2年以上児童福祉事業に従事した者

エ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 等

(7) 平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等

放課後児童健全育成事業者に対し利用者の国籍、信条等により差別的な取り扱いや虐待等を禁止するものです。

また、衛生管理に努め、感染症や食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(8) 運営規定

放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに次の重要事項に関する運営規定を定めるものとします。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 職員の職種、員数及び職務の内容

ウ 開所している日及び時間

エ 支援の内容及び利用者の保護者が支払うべき額

オ 利用定員

カ 緊急時等における対応方法

キ 非常災害対策

ク 虐待防止のための措置に関する事項 等

(9) 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿

職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておく必要があります。

(10) 秘密保持等

職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者や家族の秘密をもらしてはなりません。

また、放課後児童健全育成事業者は、職員であった者がその業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らすことがないように必要な対策を講じる必要があります。

(11) 苦情への対応

放課後児童健全育成事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとします。

また、市から指導を受けた時には必要な改善を行うものとします。

(12) 開所時間及び日数

開所時間は小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業は1日につき8時間、小学校の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業は3時間以上を原則とします。

また、開所日数は年間250日以上を原則とします。

いずれもその地域における実状等を考慮し、事業所ごとに定めます。

(13) 保護者との連絡、関係機関との連携、事故時の対応

放課後児童健全育成事業者は保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等について保護者の理解や協力を得るよう努める必要があります。

また、小学校等の関係機関とも密接に連携し、利用者の支援に当たるものとします。

事故時には速やかに市、保護者等に連絡をとり、必要な措置を行い、損害の賠償を速やかに行うものとします。

3 今後の対応について

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定に係る議案を平成26年第3回津市議会定例会に提出する予定です。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

（児童福祉法の一部改正）

第6条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を次のように改正する。

略

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

○児童福祉法（抜粋）

第6条の3 略

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～4 略